

当院は〔医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術〕について、中国四国厚生局長に届け出ています。

・ 区分1に分類される手術

手術の件数

		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・ 区分2に分類される手術

手術の件数

		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	2
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植等	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

・ 区分3に分類される手術

手術の件数

		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種腎移植術等	0

・ その他に区分される手術

手術の件数

		手術の件数
ア	人工関節置換術	18
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

手術の件数は令和4年1月から12月までのものです。

以上の手術のうち、区分1のアからウ、オ、区分2のイ、ウ、オ、キ、区分3のア、キ、その他の区分のイ、エ、オの手術については現在当院で行うことはできません。